

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第6号

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年聖籠町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第3条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条第1項中「聖籠町デイサービスセンター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（センター長）

第2条 聖籠町デイサービスセンター（以下「センター」という。）にセンター長を置く。

2 センター長は、町長が任命する。

別表中「第5条」を「第6条」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「第8条」を「第9条」に改める。

別記第4号様式中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則別記様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。